

「著作権法施行令の一部を改正する政令案に基づく文化庁
告示案」に対する意見

2009年(平成21年)12月11日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

本文化庁告示は、平成21年法律第53号による著作権法第67条、第67条の2の適用に当たって、「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合」とされるために利用者のなすべき行為を定めたものであるが、法律の趣旨に照らして利用者のなすべき行為の範囲が過度に広範であると考えられるため、合理的範囲に減縮すべきものと考えられる。

第2 意見の理由

改正された著作権法第67条、第67条の2は、「著作権者と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずる」(法律案の理由)ための規定であり、著作物の公正な利用を図るための規定であるところ、第67条においては「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合」に文化庁長官の裁定を受けて通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を供託して利用できると規定する。

そして、政令案では、「以下の方法のすべてにより権利者と連絡するために必要な情報(氏名、住所等。以下「権利者情報」という。)を得ようとしたにもかかわらず得られなかった場合又は当該方法により得られた情報その他その保有するすべての情報に基づき権利者と連絡をしようとしたにもかかわらず連絡ができなかった場合を定める。

- ・ 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
- ・ 著作権等管理事業者その他広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者へ照会すること
- ・ 日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること」と規定する。

ところで、本規定は前記のとおり「著作権者と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置」であり、著作物の公正な利用を図るための規定であることから、利用者の求められる権利者探索の努力も著作物の利用目的との兼ね合いで必要かつ合理的な努力

で足りるものと考えられる。そのため、法律においても「相当な努力」と規定しているのであって、「あらゆる努力」を要求しているものではないと解される。ちなみに、権利者と連絡することができるまでの間の権利者の経済的損失に関しては、通常の使用料の額に相当する額の補償金を供託することで填補され、権利者の保護に欠けるところはない。

そこで、告示案の検討するに、政令の規定により、利用者は告示で規定する内容の全てを満たした場合にのみ「相当な努力」をなしたものとされるところ、

- (1) 「広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること」の対象とされる資料のうち、「広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト」との規定は、閲覧すべきものとされるウェブサイト限定がないため、利用者にとって十分とされるサイト数の把握ができず、「相当な努力」の範囲を示す告示としては不明確であると考えられる。最小限度閲覧すべきウェブサイト数を規定する等の方法により合理的範囲を画するべきであると考えられる。
- (2) 「著作権等管理事業者その他広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者へ照会すること」の対象とされる者については、「同種著作物等を行として公衆に提供し、又は提示する者」、「同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体」の全てについて照会することが現実に可能であるか疑問があるといわざるを得ない。かかる者、団体の存在をすべて確定し、連絡することは、著作権者を探索し、見つけなければならないに等しい努力を求めることになり、結局は制度として機能し得ないことになるのではないかと考えられる。政令は「文化庁長官が定める者へ照会」すべきとしており、本来であれば照会先を告示において具体的に規定すべきであるところ、本告示の規定は利用者のなすべき照会範囲を際限なく広げるだけであり、合理的に要求される努力の範囲を逸脱するものと考えられる。利用者が照会したの者、団体が適切なものであるか否かは文化庁長官が判断することになる以上、文化庁長官としては必要とされる照会範囲を把握していることが前提であり、かかる照会先リストを明示して具体的に照会先を定めるか、照会先として必要とされる者、団体の規模、照会の最低必要数等により利用者の合理的努力としてなすべき限度を規定すべきものと思われる。

以上